

船橋市条例第30号

船橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

船橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年船橋市条例第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）の例による。

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第3条 法第111条第1項から第3項までの規定に基づき条例で定める基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（非常災害対策）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる省令第32条第1項（省令第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに入所者及びその家族等」とする。

（記録の整備）

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第42条第2項（省令第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

（ユニット型介護医療院における入浴等）

第6条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第48条第3項の規定の適用については、同項中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。